政務活動費収支報告書等の審査実施要領

- 1 この要領は、豊中市議会政務活動費の取扱いに関する内規(以下「内規」という。)第8条の議長による審査(以下「決算審査」という。)等の実施について、必要事項を定める。
- 2 会派の代表者は、豊中市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)第10条第1項の収支報告書については、当該年度終了後30日以内に、同条第3項の収支報告書については、当該事由後20日以内に、それぞれ議長に提出し、決算審査を受けるものとする。
- 3 議長は、決算審査の実施に伴い、毎年度上半期終了後、当該上半期に関する 4に掲げる会計帳簿等の審査(以下「上半期審査」という。)を行うことができ る。
- 4 議長は、決算審査及び上半期審査の実施に当たって、議会事務局長(以下 「局長」という。)をして内規第7条に掲げる会計帳簿等について審査を行わせ ることができる。
- 5 会派の代表者は、毎年度上半期終了後にあっては、速やかに当該上半期分の 会計帳簿等を提出して、当該書類について上半期審査を受けるものとし、当該 年度終了後にあっては当該年度分の収支報告書及び会計帳簿等を提出して、決 算審査を受けなければならない。
- 6 局長は、4に掲げる決算審査及び上半期審査に当たっては、条例、豊中市議会政務活動費の交付に関する規程及び内規の定めに違反していないか、領収書等の証憑書類は備わっているか等を確認して、当該関係書類を審査しなければならない。
- 7 局長は、6の審査を行った時は、その結果を議長に報告しなければならない。
- 8 議長は、7の審査結果の報告を受けた場合において疑義があると認めるとき、 また執行内容を不適正なものと認めたときは、当該会派の代表者に対して説明 又は修正を求めることができる。
- 9 決算審査及び上半期審査は市議会事務局総務課を主管課とする。
- 10 その他必要な事項については、その都度協議する。

附則

この要領は平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に交付された政務調査費の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に交付された政務調査費の取扱いについては、なお従 前の例による。